



発行 新潟県

第9号

平成25年2月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

4 新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）

告 示

- 101 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 102 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 103 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 104 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 105 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 106 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 107 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 108 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 109 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 110 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 111 土地改良事業の工事完了届（農地計画課）
- 112 平成23年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 113 公共測量の実施通知（監理課）
- 114 道路の区域変更（道路管理課）
- 115 道路の供用開始（道路管理課）
- 116 道路の区域変更（道路管理課）
- 117 道路の供用開始（道路管理課）
- 118 道路の区域変更（道路管理課）
- 119 道路の供用開始（道路管理課）
- 120 道路の区域変更（道路管理課）
- 121 道路の供用開始（道路管理課）
- 122 道路の区域変更（道路管理課）
- 123 道路の供用開始（道路管理課）
- 124 指定確認検査機関の名称の変更（建築住宅課）
- 125 指定構造計算適合性判定機関の名称の変更（建築住宅課）
- 126 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 127 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定（出納局管理課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

教育委員会規則

3 新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）

教育委員会告示

1 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（義務教育課）

規 則

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第4号

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

新潟県と畜場法施行細則（昭和28年新潟県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
と畜場 番号	と畜場名	所在地	と畜場 番号	と畜場名	所在地
1	しばたパッカーズ 株式会社	新発田市奥山新保 427番地	1	阿賀北食肉センタ ー	新発田市大字奥山 新保字矢詰427番 地
(略)			(略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第101号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	指定年月日
やまざき小児科	阿賀野市岡山町7番12号	平成24年9月1日
医療法人 おけさ会 小木クリニック (医科)	佐渡市小木町1974番地	平成24年12月1日
医療法人 おけさ会 小木クリニック (歯科)	佐渡市小木町1974番地	平成24年12月1日
中島歯科医院	上越市大潟区潟町696-4	平成24年12月10日
ウエルシア薬局新発田本町店	新発田市本町3-2-6	平成24年12月1日

◎新潟県告示第102号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	廃止年月日
やまざき小児科	阿賀野市岡山町7-12	平成24年8月31日
浅井婦人科医院	胎内市東本町22番27号	平成24年11月30日
田中内科・小児科医院	佐渡市小木町2039番地	平成24年11月30日
中島歯科医院	上越市大潟区潟町696-4	平成24年4月14日
しなの薬局 上越店	上越市幸町13番14号	平成24年10月31日

◎新潟県告示第103号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
十日町調剤薬局	十日町市山本町1丁目208-1	所在地	十日町市山本河端208-1	十日町市山本町1丁目208-1	平成24年12月3日

◎新潟県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社 リボーン	上越市大字大日34番地5	ショートステイ かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	短期入所生活介護	H24.12.1
株式会社 リボーン	上越市大字大日34番地5	ショートステイ かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	介護予防短期入所生活介護	H24.12.1
株式会社 リボーン	上越市大字大日34番地5	デイサービスセンター エンジョイ倶楽部かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	通所介護	H24.12.1
株式会社 リボーン	上越市大字大日34番地5	デイサービスセンター エンジョイ倶楽部かきざき	上越市柿崎区馬正面1176番地1	介護予防通所介護	H24.12.1

社会福祉法人 奴奈川福祉会	糸魚川市大字 大野129番地	グループホーム うみかわ	糸魚川市大字水保 1788番地1	認知症対応型共 同生活介護	H25. 1. 1
社会福祉法人 奴奈川福祉会	糸魚川市大字 大野129番地	グループホーム うみかわ	糸魚川市大字水保 1788番地1	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	H25. 1. 1
ウエルシア関東 株式会社	埼玉県さいたま 市見沼区東大宮 4-47-7	ウエルシア薬局 新発田本町店	新発田市本町3-2 -6	居宅療養管理指 導	H24. 12. 1
ウエルシア関東 株式会社	埼玉県さいたま 市見沼区東大宮 4-47-7	ウエルシア薬局 新発田本町店	新発田市本町3-2 -6	介護予防居宅療 養管理指導	H24. 12. 1
株式会社 新潟朝日	東蒲原郡阿賀町 九島882番地	小規模多機能 ホームほたる	東蒲原郡阿賀町九島 5525番地	小規模多機能型 居宅介護	H24. 9. 1
株式会社 新潟朝日	東蒲原郡阿賀町 九島882番地	グループホーム ほたる	東蒲原郡阿賀町九島 5525番地	認知症対応型共 同生活介護	H24. 9. 1
株式会社 新潟朝日	東蒲原郡阿賀町 九島882番地	ショートステイ ほたる	東蒲原郡阿賀町九島 5525番地	短期入所生活介 護	H24. 10. 1
社会福祉法人 平成福祉会	長岡市平1丁目 3番60号	てまりショール ステイ	長岡市平1丁目3番 55号	短期入所生活介 護	H24. 12. 27
社会福祉法人 平成福祉会	長岡市平1丁目 3番60号	てまりショール ステイ	長岡市平1丁目3番 55号	介護予防短期入 所生活介護	H24. 12. 27

◎新潟県告示第105号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ホームヘルプステーション いろは	長岡市与板町683 番地	長岡市与板町493番地	長岡市与板町683番地	H24. 12. 1

◎新潟県告示第106号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 講習会の主催者の名称及び住所

財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 小早川 隆敏）

- 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
財団法人 理容師美容師試験研修センター 事業第二部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
- (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟市中央区新光町6-1
- (2) 講習日程及び講習科目
第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)
衛生管理(2時間)
第2日(10月1日) 衛生管理(6時間)
第3日(10月7日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格
平成25年8月23日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 18,000円

◎新潟県告示第107号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 講習会の主催者の名称及び住所
財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 小早川 隆敏)
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
財団法人 理容師美容師試験研修センター 事業第二部
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
- (1) 講習会場の名称及び所在地
興和ビル
新潟市中央区新光町6-1
- (2) 講習日程及び講習科目
第1日(9月30日) 公衆衛生(4時間)
衛生管理(2時間)
第2日(10月1日) 衛生管理(6時間)
第3日(10月7日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格
平成25年8月23日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料
1人 18,000円

◎新潟県告示第108号

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	169.80

〃	土砂流出防備	〃	198.86
三面川	水源かん養	〃	682.03
〃	土砂流出防備	〃	180.60
村上市(旧村上市)	防 風	〃	3.10
〃	干 害 防 備	〃	0.94
〃	保 健	〃	0.80
村上市(旧朝日村)	干 害 防 備	〃	3.46
〃	保 健	〃	9.80
荒 川	水源かん養	〃	304.01
〃	土砂流出防備	〃	47.58
関川村	干 害 防 備	〃	0.40
阿賀野川	水源かん養	〃	1113.57
〃	土砂流出防備	〃	568.37
阿賀町(旧鹿瀬町)	干 害 防 備	〃	0.24
〃	保 健	〃	8.90
阿賀町(旧上川村)	干 害 防 備	〃	0.36
阿賀町(旧三川村)	干 害 防 備	〃	0.38
胎内川	水源かん養	〃	88.22
〃	土砂流出防備	〃	73.86
胎内市(旧中条町)	飛 砂 防 備	〃	1.62
〃(旧黒川村)	干 害 防 備	〃	0.12
加治川	水源かん養	〃	355.48
〃	土砂流出防備	〃	123.18
新発田市(旧新発田市)	干 害 防 備	〃	1.04
早出川	水源かん養	〃	226.50
〃	土砂流出防備	〃	57.00
新潟市(旧新津市)	干 害 防 備	〃	1.20
西 川	水源かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	〃	0.98
五十嵐川	水源かん養	〃	203.14
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈谷田川	水源かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水源かん養	〃	37.14
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干 害 防 備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	568.88
〃	土砂流出防備	〃	760.14
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	567.66
〃	土砂流出防備	〃	939.03
信濃川上流	水源かん養	〃	324.56
〃	土砂流出防備	〃	219.08
魚沼市(旧広神村)	干 害 防 備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	99.58
越道川	水源かん養	〃	5.80

〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	349.92
〃	土砂流出防備	〃	219.28
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	257.40
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	336.16
小佐渡	水源かん養	〃	318.73
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

監事 新潟市江南区木津三丁目7番8号 坪谷 利之
 〃 〃 東区中木戸218番地 佐野 正人
 〃 〃 江南区天野1487番地 小泉 雅義
 就任年月日 平成25年1月11日

2 退任

監事 新潟市江南区船戸山二丁目3番13号 佐藤 繁穂
 〃 〃 江南区直り山917番地 小林 進
 〃 〃 江南区割野4054番地 大野 春樹
 退任年月日 平成25年1月10日

◎新潟県告示第110号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成24年1月22日認可した。

平成25年2月1日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
津南町 上村君子ほか1名	城原上方	区画整理事業	平成24年9月28日

◎新潟県告示第112号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を(平成24年12月18日新潟県告示第1476号)を以下のとおり変更する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-12計画区・第06-13計画区・第06-14計画区・第06-15計画区・第06-16計画区・第02-19-1計画区・第02-19-2計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第09-3計画区・第14-19-3計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区・第05-15計画区及び第03-20-2計画区	平成23年4月15日から平成25年1月31日まで
長岡市	長岡市の川口南計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日まで
新発田市	新発田市の第1計画区	平成23年4月15日から平成24年9月28日まで
小千谷市	小千谷市の第25計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日まで
十日町市	十日町市の市街第2計画区・市街第3計画区・吉田第4-1計画区及び市街第1計画区	平成23年4月15日から平成24年7月31日
見附市	見附市の第1計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第27計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第28計画区(神林)・第29計画区(神林)・第30計画区(神林)・第31計画区(神林)・第32計画区(神林)及び村上計画区	平成23年4月15日から平成24年8月31日
燕市	燕市の第33計画区・第34計画区・第35計画区及び第36計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
糸魚川市	糸魚川市の第15計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	平成23年4月15日から平成24年8月31日
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
佐渡市	佐渡市の第46計画区・第47計画区・第64計画区及び第48計画区	平成23年4月15日から平成24年7月31日
魚沼市	魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第19-1計画区・第41-1計画区・第50計画区・第51-1計画区・第16計画区・	平成23年4月15日から平成25年3月31日

	第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	
南魚沼市	南魚沼市の第3計画区・第4計画区・第5計画区及び南魚沼市計画区	平成23年4月15日から平成24年11月30日
胎内市	胎内市の第40計画区及び第41計画区	平成23年4月15日から平成24年3月31日
弥彦村	弥彦村の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34～37計画区	平成23年4月15日から平成25年3月15日
湯沢町	湯沢町の第061計画区・第063計画区及び第101計画区	平成23年4月15日から平成25年2月28日
刈羽村	刈羽村の第05-1計画区・第05-2計画区・第06-1計画区・第06-2計画区・第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区及び第09計画区	平成23年4月15日から平成24年9月30日
関川村	関川村の第12-1計画区・第14-1計画区・関川計画区及び第13-1計画区	平成23年4月15日から平成24年7月30日
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区及び第4-2計画区	平成23年4月15日から平成24年9月28日

◎新潟県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、十日町市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県単農業農村整備事業下原田地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成25年2月1日から平成25年7月31日まで
- 3 作業地域 十日町市 川治・北新田 地内

◎新潟県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市城北町二丁目192番9から	新	9.2～27.6メートル	532.1メートル
同市小舟町一丁目480番1まで	旧	9.2～31.0メートル	531.6メートル

◎新潟県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新発田紫雲寺線
- 2 供用開始の区間 新発田市城北町二丁目192番9から同市小舟町一丁目480番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月1日

◎新潟県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市明神字居平1005番1から	新	15.4～17.6メートル	80.2メートル
同市明神字居平1002番1まで	旧	14.4～16.8メートル	80.2メートル

◎新潟県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間 魚沼市明神字居平1005番1から同市明神字居平1002番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月1日

◎新潟県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

妙高市大字上堀之内字前田322番2から	新	7.4～11.6メートル	152.5メートル
同市大字上堀之内字前田322番1まで	旧	7.4～11.4メートル	152.3メートル

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 292号
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上堀之内字前田322番2から同市大字上堀之内字前田322番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月1日

◎新潟県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字吉木字壺ノ坪816番から	新	4.0～9.6メートル	134.5メートル
同市大字吉木字壺ノ坪823番2まで	旧	4.0～7.0メートル	134.5メートル

◎新潟県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字吉木字壺ノ坪816番から同市大字吉木字壺ノ坪823番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月1日

◎新潟県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市高瀬610番1から	新	7.5～31.0メートル	111.3メートル
同市高瀬610番2まで	旧	7.5～9.6メートル	111.3メートル

◎新潟県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市高瀬610番1から同市高瀬610番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月1日

◎新潟県告示第124号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称を変更する指定確認検査機関
財団法人新潟県建築住宅センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人にいがた住宅センター
- 3 変更する年月日
平成25年2月1日

◎新潟県告示第125号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称を変更する指定構造計算適合性判定機関
財団法人新潟県建築住宅センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人にいがた住宅センター
- 3 変更する年月日
平成25年2月1日

◎新潟県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市西部公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年6月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第127号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第2項の規定により、新潟県収入証紙の売りさばき人として次の者を指定した。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定売りさばき人の名称
しばたパッカーズ株式会社

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）クスリのアオキ弥彦店
所在地 西蒲原郡弥彦村美山359番地1外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成24年9月18日
- 3 意見の概要
 - (1) 弥彦村からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年2月1日から平成25年3月1日まで

教育委員会規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級
(略)			(略)		
十日町学区	(略)	新潟県立小出特別 支援学校川西分校	十日町学区	(略)	新潟県立小出特別 支援学校ふれあいの 丘分校
高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別 支援学校白嶺分校	高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別 支援学校ひすいの 里分校

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第1号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年3月新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年2月1日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後										改正前																											
別表第4 県立特別支援学校										別表第4 県立特別支援学校																											
県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)		収容定員			県立学校の名称		位置	部	課程等	学 科 (学級)		収容定員																				
本校名	分校名						第1学年	第2学年	第3学年	本校名	分校名						第1学年	第2学年	第3学年																		
新潟県立新潟盲学校		新潟市	(略)							新潟県立新潟盲学校	高田分校	上越市	小学校 中学校																								
(略)										(略)																											
新潟県立江南高等特別支援学校		新潟市	高等部	全日制的課程	普通	職業	20	20	20	新潟県立江南高等特別支援学校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	職業	20	20		川岸分校	新潟市	高等部	全日制的課程	普通	普通	30	30	30										
	普通					30	30	30	普通						30	30	60	普通						30													
	(略)										(略)																										
新潟県立吉川高等特別支援学校		上越市	高等部	全日制的課程	普通	職業	10	10	10	新潟県立吉川高等特別支援学校		上越市	高等部	全日制的課程	普通	職業	10	10		新潟県立吉川高等特別支援学校		上越市	高等部	全日制的課程	普通	職業	10	10									
(略)										(略)																											

(略)									
新潟県	(略)								
立村上 特別支 援学校	いじみの 分校	新発田市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	10	10	
(略)									
新潟県	(略)								
立五泉 特別支 援学校		五泉市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	20	10
(略)									
新潟県	(略)								
立月ヶ 岡特別 支援学 校		三条市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	職業	10	10	10
						普通	30	20	20
(略)									
新潟県	(略)								
立小出 特別支 援学校		魚沼市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	30	20
(略)									
立小出 特別支 援学校	川西分校	十日町市	高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	20	10
					(重複)	若干人			
					(訪問)	若干人			

(略)									
新潟県	(略)								
立村上 特別支 援学校	いじみの 分校	新発田市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	10		
(略)									
新潟県	(略)								
立五泉 特別支 援学校		五泉市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	10	10
(略)									
新潟県	(略)								
立月ヶ 岡特別 支援学 校		三条市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	職業	10	10	
						普通	20	20	30
(略)									
新潟県	(略)								
立小出 特別支 援学校		魚沼市	(略)						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	30	20	40
(略)									
立小出 特別支 援学校	ふれあい の丘分校	十日町市	小学部						
			中学部						
			高等部	全日制 の課程	普通	普通	20	10	20
					(重複)	若干人			
		(訪問)	若干人						

新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	(略)					30 20 10		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
新潟県立高田特別支援学校		上越市	(略)					40 30 40		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
	白嶺分校	糸魚川市	高等部	全日制的課程	普通	普通	10	10	10	
						(重複)	若干人			
					(訪問)	若干人				
新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	(略)					20 10 20		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
新潟県立東新潟特別支援学校		新潟市	(略)					16 8 8		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
(略)										

新潟県立はまなす特別支援学校		柏崎市	(略)					20 10 20		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
新潟県立高田特別支援学校		上越市	(略)					30 40 40		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
	ひすいの里分校	糸魚川市	小学部							
			中学部							
高等部			全日制的課程	普通	普通	10	10	10		
					(重複)	若干人				
					(訪問)	若干人				
新潟県立佐渡特別支援学校		佐渡市	(略)					10 20 10		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
新潟県立東新潟特別支援学校		新潟市	(略)					8 8 8		
			高等部	全日制的課程	普通	普通	(略)			
(略)										